

2022年9月1日

## 新型コロナウイルス感染症に対する感染見舞金変更のお知らせ

拝啓 初秋の候 貴校におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の活動に対して格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2021年末からの新型コロナウイルスオミクロン株による感染者数の急拡大は、医療・福祉専門職養成教育にさまざまな支障をきたしているだけでなく、当会の感染見舞金制度の円滑な運営にも大きな影響を及ぼしています。

当会では、会員相互の共済の精神に則り、第6波を受け共済制度事業費（感染見舞金の原資）の予算の見直しを行うと共に、見舞金を本年8月から定額払い（Wi112で15,000円）に変更するなどの対応をして参りました。

しかし、この度の第7波の急拡大は想定を大幅に上回るものであり、加えて今後も新型コロナウイルスの変異、それに伴う感染拡大を正確に予想することはできず、更に大きな第8波、第9波にさらされる可能性もあります。

このような現状に鑑み、会員が安心して臨地実習や学校生活に臨んでいただくという、本来の共済制度の目的に立ち返り、別紙のとおり、新型コロナウイルス感染症感染見舞金制度の見直しを行うことといたしました。

### 1. 新型コロナウイルス感染症罹患者の症状の変化

第7波の主流である新型コロナウイルスオミクロン株 BA5 は、第6波のオミクロン株より感染力が強く、加えて「無症状や軽症の比率はるかに高い」といわれています。実際に当会へ罹患報告を行った学生の症状も無症状や軽症が圧倒的に多く、これを裏付けています。

### 2. 国における方針の変化

新型コロナウイルス感染症第7波はこれまでに類を見ない感染爆発にもかかわらず、国の対処方針も第6波までのように行動制限や飲食店などの営業制限も実施してはおりません。

そのため、入院加療を必要としない無症状や軽症の感染者が、今後も多数に上がることが予想されます。第7波の増加率を考慮いたしますと、現行の補償制度を維持することは困難で、他の共済事業にも支障をきたしかねません。

当会といたしましても、年度途中で2回に亘り感染見舞金の内容について変更を行うのは誠に遺憾に存じますが、新型コロナウイルス感染症の爆発的感染拡大の現況をご賢察いただき、補償内容の変更についてご理解くださいますようお願い申し上げます。

敬具

一般社団法人日本看護学校協議会共済会  
会長 荒川 眞知子

## ■2022年10月1日～2023年3月31日の変更

### I. 2022年度の新型コロナウイルス感染症罹患に対する感染見舞金について

#### I-1 学生用 Will 新型コロナウイルス感染症罹患に対する見舞金を、入院、通院、自宅療養、宿泊療養を問わずインフルエンザと同等の定額制とする

当会の学生は、無症状や軽症の罹患者が殆どであり、現在のところ公費負担のため治療費がかからないことを考慮し、インフルエンザと同額に変更します。

##### 1) タイプ別見舞金額

加入タイプ	Will 1	Will 2	Will 3	Will 3DX
2022年 8月1日～2022年9月30日	14,000円	15,000円	16,000円	21,000円
2022年10月1日～2023年3月31日	6,500円	7,000円	8,000円	10,000円

2) 実施日 2022年10月1日（診断日が10月1日以降の学生が対象）

3) 告知期間 2022年9月1日～9月30日

##### 4) 告知方法

- ・ 各養成施設に対して「お知らせ文」を郵送する。（9月5日完了を予定）  
「インフルエンザと同額とすること」および「2023年度の補償変更内容」を記載
- ・ ホームページへの掲載

#### I-2 教職員用 Will 2023年3月31日まで現行通りの補償 (10万円を限度とする入院・通院・自宅待機の日数に応じた見舞金)

「新型コロナウイルス感染症に対する感染見舞金変更のお知らせ」をデジタルデータ等でご要望の場合は、Will ホームページの「Topics」欄に公開しておりますのでご利用ください。また本件に関するご質問がございましたら「Will」事務局までご連絡ください。

お問い合わせ先	
「Will」取扱代理店 株式会社メディックプランニングオフィス	 <b>0120-863755</b> (9:00～17:00 土・日・祝日除く)

※ なお、新型コロナウイルス感染症見舞金については、今後の感染状況の推移により、上記期間中であっても理事会の承認を経て、変更または廃止することがあります。